

会 議 録

会 議 録	令和3年度（第2回） 山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会		
開 催 日 時	令和3年8月5日（木）14：00～16：00		
開 催 場 所	山陽小野田市役所 3階 第2委員会室		
出 席 者	山口県弁護士会 岡田卓司 山口県行政書士会 松岡 巧 山陽小野田医師会 白澤宏幸 老人福祉施設 市村雄二郎 山口県宇部健康福祉センター 佐伯淑子 社会福祉課 岩佐清彦 高齢福祉課 麻野秀明 山口家庭裁判所 渡辺 啓	山口県司法書士会 山口県社会福祉士会 山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会 相談支援事業所 障害福祉課 生活安全課 山口家庭裁判所	森田祐三 豊嶋則子 山下聡之 廣石義和 吉村匡史 山本満康 平林功充
欠 席 者	山陽小野田市社会福祉協議会 森重陽子 山陽小野田市民生児童委員協議会 森川繁夫 小野田在宅介護者の会 とらいぽっど 井上恵子 障がい者支援施設 徳永祥三 特定非営利活動法人 山陽小野田市手をつなぐ育成会 矢田英治	出席者数 15人 欠席者数 5人	
事務担当課 及び職員	福祉部長 兼本裕子 高齢福祉課主幹 大井康司 高齢福祉課 岩村庸平 高齢福祉課 福田真子	福祉部次長 尾山貴子 高齢福祉課 荒川智美 高齢福祉課 吉松琴乃	
会 議 次 第	1 福祉部長あいさつ 2 議事（審議事項） （1）成年後見制度に係る意識調査の集計結果について （2）山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画（事務局案） について 3 その他		
会 議 結 果	1 について 福祉部長が挨拶を行った。 2 議事について		

(1) 成年後見制度に係る意識調査の集計結果について事務局が参考資料1を報告した。

○参考資料1についての意見及び質疑応答の内容は、以下のとおり。

委員長：成年後見制度の発足当初は、親族後見人が多かったが、不正等があり、現在は後見業務を専門職が担うことが多くなった。しかし、専門職の不正という事実もある。参考資料1では、問7で、「身近な親族に後見人になって欲しい」、問8で「他人に財産管理をされるのに抵抗感がある」このような意見を踏まえて、誰が後見人になるかを考えていく必要がある。誰が後見人となるのがふさわしいかは、家庭裁判所が考慮し判断していくということによろしいか。

家庭裁判所：成年後見制度が発足した当初、裁判所が専門職後見人を中心に選任するというのを全国的に進めていたが、数年前から親族後見人を中心に選任するという方向性に変えてきた。そのため、複雑な課題がないときは、親族後見人を選任していく。また、新聞報道にも出ているが、市民後見人の活用ということも進んでいくと考えている。

委員長：参考資料1の問3の「成年後見制度という言葉を知っているか」が聞いたことがあるが100%だったのは、意外であった。「任意後見は知っているが法定後見は知らない」の方が割合が高かった。

以上。

○参考資料2についての意見及び質疑応答の内容は、以下のとおり。

委員長：参考資料2の問8について、相談を勧める関係機関として、「家庭裁判所、弁護士等専門職、市社会福祉協議会」に相談を勧めている、一方、問10で、「本人・家族が必要を感じていない」という現実がある。必要だと感じる支援者側とそう感じていない相手先との考え方の違いをどのように埋めていくのが課題とを感じる。

また、自由記入欄のところで、「成年後見人になられているお客様が『私の財産調査まで毎年提出しなければならないなんて本当に大変！こんなことなら成年後見人にならなければよかった』

と嘆いておられました。」と書いてあるが、後見人の財産を家庭裁判所へ報告することはないのではないかと。これは誤解ではないか。

家庭裁判所：誤解されているのでは、と思います。後見人の財産状況を裁判所へ報告を求めることはない。よほど特殊な事情があり、裁判官の指示があったなどのことがなければ、毎年提出というのではないと思うので、誤解されていると思う。

委員長：ありがとうございます。ただ、親族後見人にとっては、毎年一回の定期報告も、大変だと思う。この定期報告の作成なども今後サポートがあるとよいのではないかと思う。

参考資料2について、回答率も高く、28事業所中、26事業所の回答であり、金融機関は成年後見制度への関心が高いと感じた。ただし、問7で「研修を行っていない事業所」が73%もあり、今後中核機関が出来たときにどのようにフォローするかも課題かと思う。

以上。

○参考資料3についての意見及び質疑応答の内容は、以下のとおり。

委員長：問10、11、12で、事業者からみて、「制度利用を勧めてもつながない」という意見が多く、つながない理由として、「費用の問題や問題が起きないと必要性を感じない」という点があると感じた。参考資料2とも重なるが、必要性の認識の違いがあるのかと感じた。

また、問14で、研修は、あまり行っていないことがわかったので、中核機関ができたあとに研修等の支援を行うことも必要と思う。成年後見制度に関する相談先としては、「地域包括支援センター」が多数あがっているが、地域包括支援センターがどこまで、成年後見制度に対して対応できるのか、高齢者だけでなく、障害も対応できるのか、などそのあたりはまた、問題になるのではないかと感じた。

委員から何か意見はないか。

委員：回答率が低いように感じた。もっと反応があるかと思った。ただ、回答された事業者はいろいろと考えられておられるように感じた。

委員：まずは、相談窓口の設置、そして相談だけでなく申し立ての支援を行ってもらわなければならないと思う。また、事業所も全体的に知識不足と思うので、制度に関する知識を深めることが必要と思う。

委員：問10、11、12の「成年後見制度の利用が必要と思われる方、成年後見制度を勧めたが繋がっていない方、また潜在的につながっていない方」というのは、それなりの方がいらっしゃるのだなと感じた。また、参考資料1についてだが、「日ごろ何とかしないといけないと思っていること」は、全くないわけではなく、いろいろな不安を抱えられている中で、「親なき後に残される生活」がそれなりの数あるため、成年後見制度の活用が一つの解決方法となっていくのかと思うが、制度利用のタイミングや勧め方が支援者としてかかわる側の課題と感じている。

委員：参考資料3の問13で、勧めていないと回答した方のアンケート結果として、「強く勧めればキーパーソンとの関係が悪くなる」という回答があったので、制度利用の勧め方についても、気を使いながら、うまくやっけていかないといけないなと感じた。

委員長：キーパーソンとは別に後見人がつくことで、キーパーソンの方がいろいろとやりづらくなるということも考えられる。

委員：参考資料2では、金融機関は、相談先の紹介として、大変お堅い「家庭裁判所や弁護士等専門職」というようなところを出しているが、医療・福祉・介護事業者は、相談先の紹介が、より身近な「市社会福祉協議会、市、地域包括支援センター」であったりされているが、一市民としては、結局どこに相談に行ったら良いだろうかと思う。例えば、「家庭裁判所にいってください」「弁護士の先生に相談しなさい」というのは、個人、一市民としては、重たい。だから、基本的には、地域包括であるとか市社協であるとか、市の窓口相談に行けるように、市民の方には伝えたらどうだろうか。

委員：金融機関、医療・福祉・介護事業者の方も、成年後見制度に関する「研修の機会が少ない」という点が気になり、アンケートを回答された方の中にも、研修等を求めているようであり、研修の開催等が必要なのではと思った。また、宇部市では、成年後

見センターが作られ、一括して相談支援を行い、紹介もしやすくなっているという意見があった。そのため、裁判所等ではなく、より身近な相談場所として成年後見センターを設置していくことが必要なのかと感じた。

委員長：参考資料3の16ページに、「宇部市は成年後見センターができ、窓口が分かりやすく最初から最後まで支援して下さるので相談しやすくなりました。市民の方にもご案内しやすいので、身近なものとして考えていただけるのではないかと思います」と記載されている。また、「手続きを開始してから、実際に後見人が選任されるまでに長期間かかるケースが多く、入院後から手続きをすると退院に間に合いません。」とも記載されているが、裁判所の御尽力で、大変短くなっているような印象を持つが、実際にはどうだろうか。

家庭裁判所：後見人が選任されるまでの時間は、申立ての中身によって、審議経過が大きく変わってくる。受理面接や調査官調査、鑑定等があるため、時間がかかってしまうこともある。例えば、後見人候補者へ専門職が候補者として挙がっている場合は、書類審査だけで行くことがあり、すぐに選任されることもある。

委員：参考資料1について、制度の利用につながらなかつたり、必要性を感じないというところが、結局は、成年後見制度に関する認知度や理解度が不足しているということからだと思う。まずは、認知度や理解度の不足を改善していくことが大切と感じた。

以上。

○(2)山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画(事務局案)についての意見及び質疑応答の内容は、以下のとおり。

委員長：まず、27ページの課題について。課題1の「成年後見制度の利用のニーズが潜在化している」原因としての課題2、課題3があるのかと思う。各種意識調査の結果から、色んな委員からの発言があったように、成年後見制度に対して「よくわからない」「相談はどこにいったらよいかわからない」「制度に対する不安や後見人等の活動に不安がある」ということが挙げられていた。また、申立てに対する補助制度や親なき後の生活など、様々

なニーズとなりうるものは存在するけれども、そのニーズが潜在化している、その原因は、意識調査から「成年後見制度の利用について大きな不安がある」、そしてその原因として、「周知不足、相談する場所もあまりない。相談先も『家庭裁判所へ行きなさい。弁護士へ相談しなさい』」と言われても困るし、自分の財産を他人に管理してもらったり、自分が管理することにも抵抗感があるのではないか。だから、現在課題を1, 2, 3と並列して書いているが、論理的にどうなのかと思う。委員から意見はあるか。

委員：各種意識調査すべてに出ていたが、「気軽に相談できる場所」があればもっと成年後見制度の活用率が上がるのではないか。「家庭裁判所へ相談に行ってください」と言われても、家庭裁判所で何をどう相談してもいいかわからないし、どこの家庭裁判所へ相談に行けばよいかもわからないので、成年後見制度について一つ決められた相談場所があれば、もっと気軽に相談できるのではないかと思います。

委員：課題3にもあるが、不安を払拭することが必要。その不安をどのように取り除いていくのか。また、費用負担についても不安があると思うので、うまく解決していく必要があると思う。

委員長：成年後見制度に関する不安が強いというのはある。第4節は、課題1, 2, 3は重なり合う部分もあると思うが、これでもよいのか。各委員から、各課題について、このように変えたらどうか、というような意見はないか。

委員：課題3の書き方は、後見人を信用していない、という風にもみれる。ただ、課題3全体で見ると、「後見人として自分が活動する上での不安」も含まれていると思うので、責任を感じる、知識や経験がないというのも含めて、「後見人等としての活動に関する不安がある」という風にしたらどうだろうか。

委員長：後見人が何をするのかについて、よくわからないという不安がある。という風な書き方が良いのでしょうか。

家庭裁判所：課題3は、後見人になった場合や後見人になられた方に対する課題だと思う。そのため、課題1, 2と視点が違うように感じる。そのため、「後見人になったあとの業務内容がわからない」という観点で上げておいた方が、その後の具体的な取組

での説明で、中核機関としての支援へ繋がるのではないかと思う。また、後見人の不正が気になるという点については、報道等で記事になったりしているが、全体の比率で言うとかなり低い。しかし、報道されてしまうとネガティブキャンペーンではないが、「後見人が不正をしている」という風に広く薄く伝わっている実情があり、報道が逆効果になっているというのを感じた。

課題1, 2だが、各種意識調査から分析の結果、事実として、課題1ニーズが潜在化している、が挙げられているが、委員長が言われたように、この課題1の潜在化から波及する課題として、課題2の周知、相談体制の組織づくり、成年後見制度の利用の不安という課題につながるのではないかと感じた。

委員長：家庭裁判所がおっしゃりたいのは、課題1と2を並列にするのはどうか、というところも確かにある。課題3については、後見人のなり手に対する不安の話ではないか、という意見だった。課題については、事務局で再度修正し、次の会議で提示してもらえるのだろうか。

事務局；10月頃に関心を持っている。それまでに課題を詰めて、委員へ提示したいと考えている。ただ、課題3については、意識調査の結果のとおり、「後見人等の不正が気になる」ということも含んでいる。そのため、自分自身が後見人として活動することの不安と専門職後見人など他人が後見人となったときの不安も、両方とも課題3に含めて設定している。

委員長：後見人の不正については、課題2へ分類し、後見人となった場合の不安は、課題3と分けた方がよいのではないか。ただ、不正が起きている割合はかなり少ない。山口県内で不正は起こっていないと思うが、家庭裁判所は何か把握しているか。

家庭裁判所：不正の数字を統計としては現在持っていないが、山口県内では、不正等で警察沙汰となったケースは、把握していない。

委員長：他県であった不正でも、全国ニュースとして報道され、山口県内でも新聞等で報道されるので、不正はインパクトが強いのではないかと思う。ただ、客観的に見ると、県内での不正は報告されていないので、そのような情報も適切に提供していくことが必要。

では、第3章及び第4章へ移る。委員から何か意見はないか。

委員：成年後見センターができる、というのが一つ大きな動きだ
と思う。センターの動きについては、これから見えてくると思う。

また、個人的な意見だが、33ページのチームのイメージ図に、
地域包括支援センターが記載されているが、障害分野の基幹相談
支援センターが障害福祉課になるので、追加しても良いのではない
かと思う。

委員：基本目標1で成年後見センターを設置するというところ
と、基本目標2で、相談窓口の設置とあるが、重なっているところ
があるので、一つにまとめてはどうかと思う。また、窓口を設
置することで、成年後見制度が利用しやすくなると思うが、自分
たち専門職自体の知識の底上げが必要と思うので、取り組みの中
に入れてはどうだろうか。

委員長：窓口の設置が重複しているということ。基本目標2の中
に、中核機関の設置について記載するなど、何かうまく統合でき
ないかと思う。

また、知識の底上げは、基本目標3とも違ってくると思うが、
33ページのチームの図に出てくる人たちの理解度を上げてい
こうという趣旨だと思う。相談窓口を設置すれば足りるのではな
く、チームのメンバー、地域の関係者で成年後見制度に関する理
解を高めていく必要があるのではないかと思う。金融機関でも医
療・福祉・介護事業者でも研修をあまりしていないという結果だ
ったので、研修等にもつなげていければと思う。

委員：27ページの課題が3つあるが、対応する目標として3つ
挙がっていると理解してるので、これで良いと思う。課題3につ
いても、基本目標3とつながっているので良いと思う。

委員長：27ページの課題と30ページの基本目標が対応してい
るという意見でした。ただ、先ほど課題を修正した方がよいので
は、という意見も出てきたため、課題が変われば基本目標も変わ
ってくると思う。

委員：中身としては、基本的には手引きに準じて作られているの
で、良いと思う。ただし、希望としては36ページに記載される、
「一時的な相談窓口」をより強調する方が、相談する側はありが

たいのではないかと思う。まず、「どこに相談に行けばよいのか」ということを、私自身も知りたい。

委員長：現在、成年後見センターがないので、今は、どこに相談に行けばよいのかという問題がある。今後市へ成年後見センターを作るとして、利用者としては、成年後見制度の相談は一元化された、「成年後見センターに行こう」というのが良いのか、成年後見センターに行く手前として、相談窓口があった方が良いのか。やはり、成年後見センターだけでなく、生活安全課、高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課、地域包括支援センターが一応、36ページに挙がっている。

委員：成年後見センターに行ってくださいという、言い方は確かに、正しい言い方だが、「成年後見センターに行くには、どこに行けばいいんでしょうか」ということになるかもしれない。例えばチームのイメージからいろいろ書いているが、相談先について、「相談は協議会に行くのか」という風に捉えられることも考えられるので、とりあえず、市役所内の地域包括支援センターに行く、身近な社会福祉協議会のほうに相談に行くなどから、そこで一時的に相談に乗り、より本格的な相談が必要な場合は、どこが相談窓口なのか、などをお伝えすることが、今の段階では要るんじゃないかと思う。

委員：35ページに評価指標として、いろいろ挙げられているが、やはり広報活動が大事だと思う。いかに市民へ知っていただくことが必要。

委員：成年後見制度の相談窓口である成年後見センターが出来た、出来るということを、広報・周知することが1番だと思う。また、新たに設置する成年後見センターができれば、その他の一時的な相談窓口がなくても、成年後見センターに相談を集中させてもよいのではと思う。

委員：成年後見センターができたことを、大々的に宣伝することが必要。

委員長：36ページの後見人への報酬助成は、今現在もやっているものという認識で良いか。

事務局：現在も実施している。

委員長：この事業をより広げるといことは考えているか。例えば申立て費用の助成などは考えているか。

委員：市長申立てに係る申立て費用の助成と、報酬助成については、市長申し立てに限らず、助成を行っている。市長申立て以外の申立て費用の助成は、現状では行っていない。

委員：36 ページで、(2) 相談窓口、相談体制の強化とあり、(3) でも相談のことが記載されており、重複している。ただ、(3) は、成年後見制度の利用支援事業についての記載なので、必要だとは思いますが、どうにかならないだろうか。

委員長：3 章、4 章を作る場合、課題と対比させた方がよいと思う。具体的な施策と結びつける場合、27 ページに戻ると、課題 2 へ、成年後見センターを作る、相談窓口をわかりやすく一本化する、広報を行うなどを入れる。現状の課題 1 は、アンケートから伺われる現状のようなものであり、課題としては、課題 2 と 3 が本市の課題と思う。そのように書き換えても良いのではないだろうか。また、委員の皆さんが念頭に置かれている、広報、相談窓口を一本化するなどは、今後ポイントになること。なので、基本目標の 1 と 2 を合体させてもよいのかな、と思う。

委員の皆さんからほかに何か意見はあるか。

～委員より、意見無し。

では、進行を事務局に戻す。

事務局：いただいた意見を基に、次回の会議までに修正し、お示しする。

以上

3 その他

事務局より、次回会議の日程（令和 3 年 10 月 7 日木曜日 15 時から 17 時）をお伝えした。

～ 閉会 ～